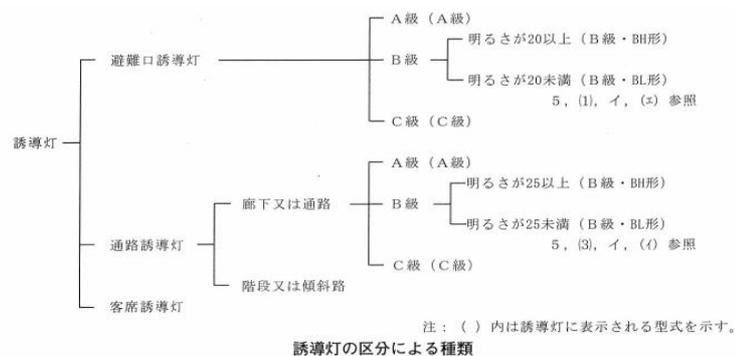


## 第 19 誘導灯

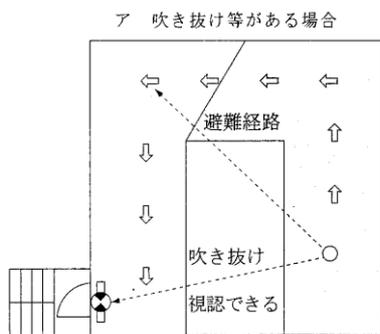
## 1 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。

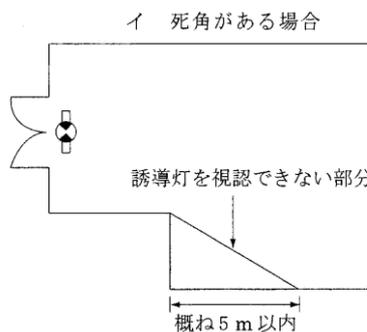


- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 蓄光式誘導標識とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。JIS Z 8716 の常用光源蛍光ランプ D65 により、照度 200 ルクスの外光を 20 分間照射し、その後 20 分経過した後における表示面が  $24\text{mcd}$  (ミリカンデラ) /  $\text{m}^2$  以上、 $100\text{mcd}/\text{m}^2$  未満の平均輝度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、 $100\text{mcd}/\text{m}^2$  以上のものを高輝度蓄光式誘導標識という。
- (4) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (5) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (6) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その付室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (8) 居室とは、建基法第 2 条第 4 号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (9) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (10) 避難口とは、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口及び場所をいう。
- (11) 容易に見とおしができるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること（第 19-1 図参照）。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が概ね 5 m 移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見とおしできるものとみなす（第 19-2 図参照）。



第 19-1 図



第 19-2 図

死角や吹き抜け等がある場合の例

- (12) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (13) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。

2 構造及び性能

(1) 誘導灯の区分（省令第 28 条の 3 第 1 項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。）を有するものとしなければならない。

区 分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口 誘導灯	A 級	0.4 以上	50 以上
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	10 以上
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	1.5 以上
通路 誘導灯	A 級	0.4 以上	60 以上
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	13 以上
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	5 以上

(2) 誘導灯の有効範囲に係る性能（省令第 28 条の 3 第 2 項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離がア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする（第 19-3 図参照）。

ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該誘導灯までの歩行距離が 10m 以下となる範囲とする（第 19-4 図参照）。

ア 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

区 分		距離 (メートル)	
避難口 誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C 級		15
通路 誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

注： 表示面の縦寸法が A 級は 0.4m、B 級は 0.2m、C 級は 0.1m のものを基本とする。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = kh$$

D：歩行距離（単位：メートル）

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：メートル）

k：次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

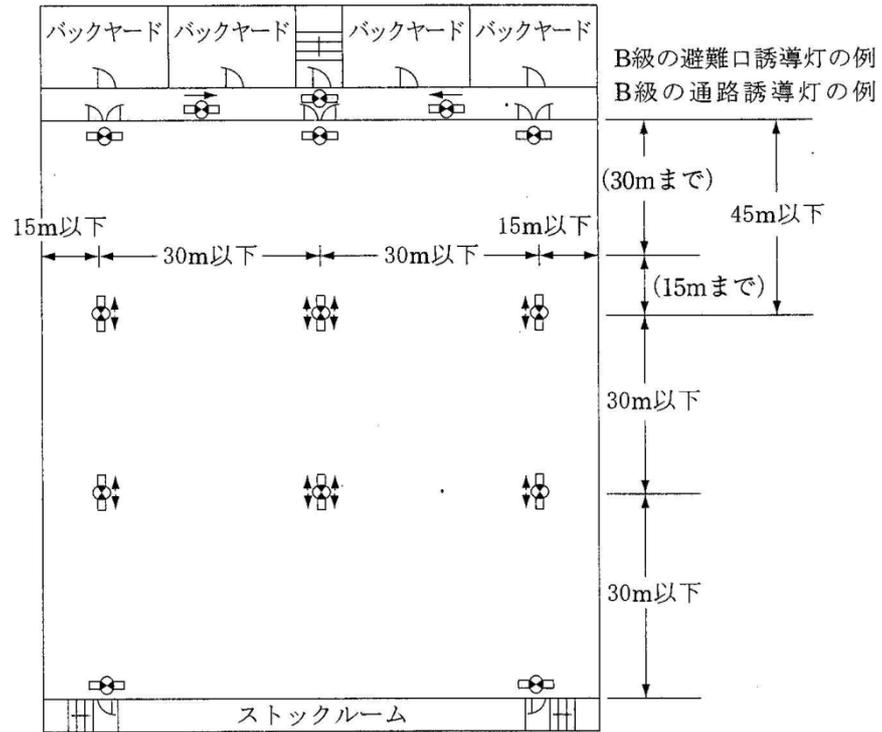
区 分		k の値
避難口 誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

注：この式を適用するものは、「A 級」「B 級」「C 級」に適合するものであって、表示面の縦寸法が A 級は 0.4m、B 級は 0.2m、C 級は 0.1m 以外の場合とする。

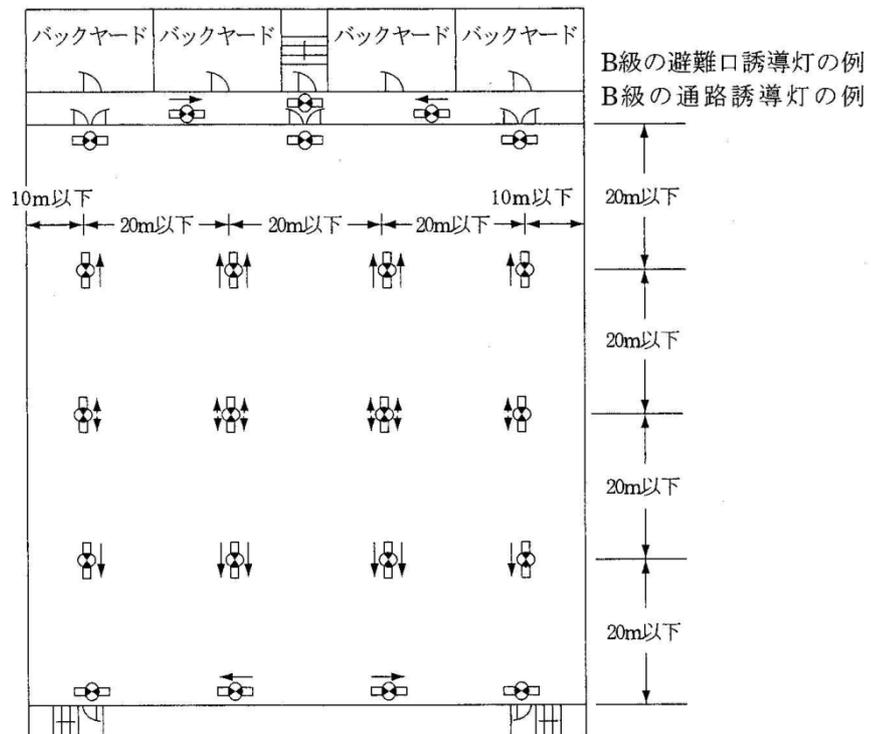
例：避難口誘導灯 B 級で縦寸法が 0.3m のもの  $D = kh = 150 \times 0.3 = 45m$

- (3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、省令第 28 条の 3 第 1 項、同条第 2 項、誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）によること。

なお、誘導灯は原則として認定品（登録認定機関（一社）日本電気協会）を、また、蓄光式誘導標識は原則として認定品（登録認定機関（一財）日本消防設備安全センター）を設置するよう指導すること。◆



第 19-3 図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例



第 19-4 図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例

3 誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分

誘導灯及び誘導標識の設置対象物は、第 19-1 表のとおりである。

第 19-1 表

防火対象物の区分		設置根拠法令			誘導灯の設置区分		
		政令第 26 条			避難口誘導灯	通路誘導灯	
項		避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	A級, B級, BH形 又は B級BL形に点滅機能付	A級又は B級BH形 ※4	
(1)	イ	全 部	全 部	全 部 ただし誘導灯の有効範囲を除く	床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の階	床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の階	
	ロ						
(2)	イ						
	ロ						
	ハ						
(3)	イ						
	ロ						
(4)							
(5)	イ						※1
	ロ						
(6)	イ						全 部
	ロ						
	ハ						
(7)							※1
(8)							
(9)	イ	全 部					
	ロ						
(10)			床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の階	床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の階			
(11)			全 部	全 部			
(12)	イ	※1					
	ロ						
(13)	イ						
	ロ						
(14)							
(15)							
(16)	イ		全 部	※2	床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の階 ※3	床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の階 ※3	
	ロ		※1				
(16の2)			全 部	※2	全 部	全 部	
(16の3)							
備考	※1 地階、無窓階及び11階以上の部分が該当する。 ※2 (1)項の用途部分が該当する。 ※3 (1)項から(4)項まで又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されている階に限る。 ※4 廊下に設置する場合で、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別できる場合を除く。 ※5 誘導灯の設置区分欄に指定がないものは、A級、B級、又はC級のいずれかを設置する。						

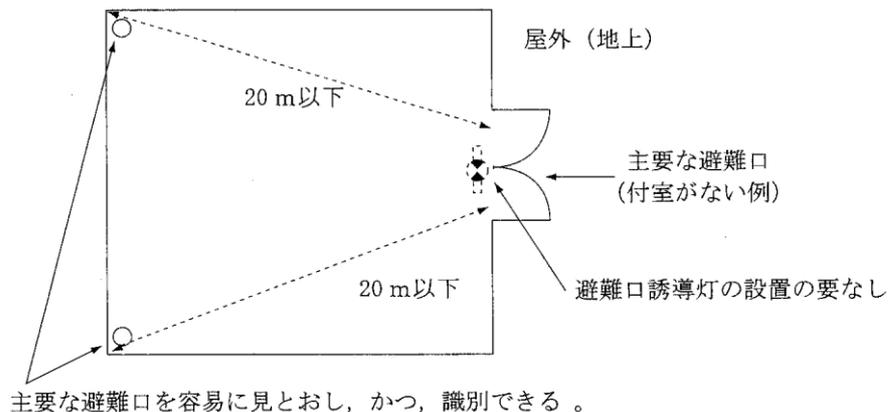
## 4 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

## (1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

## ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1)項から (16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 20m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない（第 19-5 図参照）。

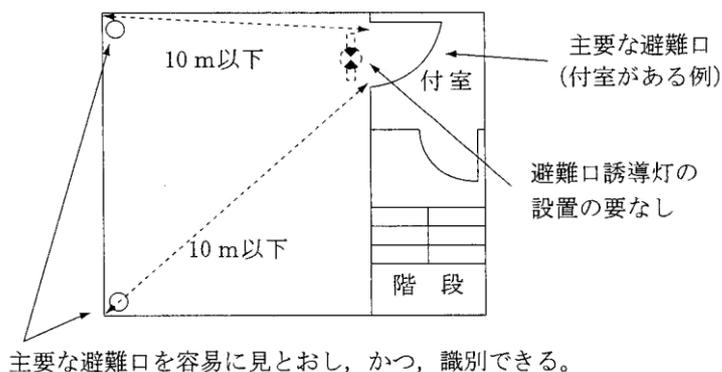
（注）地階であっても避難階の場合は該当する（以下同じ）。



第 19-5 図 避難口誘導灯の設置緩和例

## イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1)項から (16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 10m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない（第 19-6 図参照）。



第 19-6 図 避難口誘導灯の設置緩和例

## ウ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

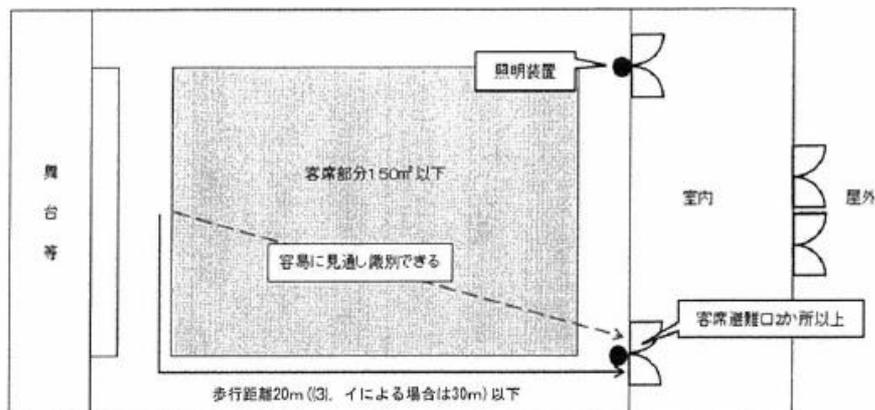
政令別表第 1 (1)に掲げる防火対象物の避難階（床面積 500 m<sup>2</sup>以下で、かつ、客席の床面積が 150 m<sup>2</sup>以下のものに限る。(3). イにおいて同じ。）で(ア)から(ウ)に該当するものは誘導灯、誘導標識の設置を要しない。なお、これによる場合は、(エ)及び(オ)を指導すること（第 19-7 図参照）

(ア) 客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下同じ）を 2 以上有すること。

(イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、客席の各

部分から当該客席避難口までの歩行距離が 20m 以下であるもの。

- (ウ) すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。
- (エ) 非常電源から、照明装置までの配線は耐火配線とすること。◆
- (オ) 非常電源の容量は、20 分間以上とすること。◆



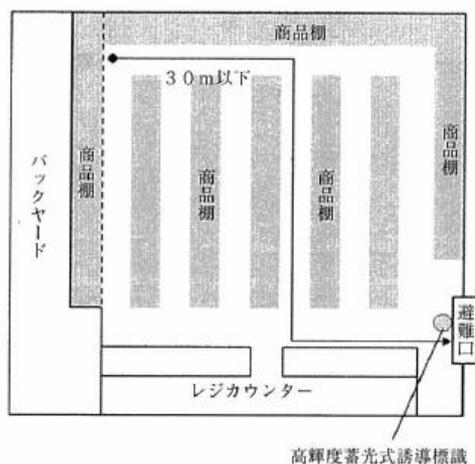
第 19-7 図 劇場等の誘導灯の設置緩和例

#### エ 避難が容易であると認められる居室の場合

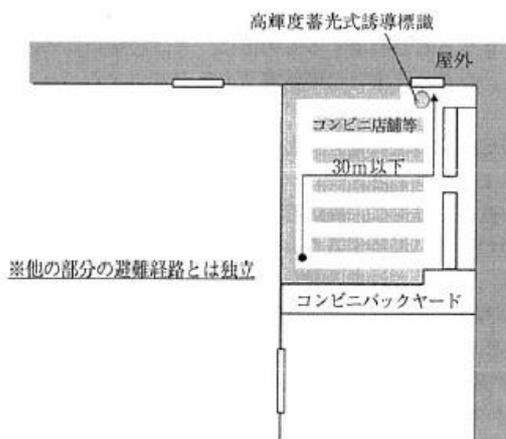
政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の避難階（地階及び無窓階を含む。）にある居室で (ア) から (カ) に該当するものは避難口誘導灯の設置を要しない（第 19-8 図及び第 19-9 図参照）。

- (ア) 直接地上に通ずる避難口（主として当該居室に存するものが利用するものに限る。）を有していること。
  - ※ 主として当該居室に存するものが利用するものとは、当該居室以外の部分に存する者が利用する避難経路を除くものであること。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等は、当該居室以外の部分には含まれない。
- (イ) 室内の各部分から、避難口を容易にみとおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であること。
- (ウ) 避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。
- (エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が、次のいずれかであること。なお、当該照度を確保するための照明は、常時の点灯を義務付けるものではない。
  - a 停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、100 ミリカンデラ毎平方メートル以上の輝度となる照度であること。
  - b 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識（認定品に限る。）の設置箇所における照度は 200 ルクス以上であること。
- (オ) 前(エ)によるほか、高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が 15m 以上となる場合には、次によること。
  - a  $D \leq 150 \times h$ 
    - D : 避難口から当該居室内の最遠の箇所まで歩行距離 [メートル]
    - h : 高輝度蓄光式誘導標識の表示面の立寸法 [メートル]
  - b 20 分間経過した後の表示面が、300 ミリカンデラ毎平方メートル以上の輝度となる照度を確保すること。

- (カ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。



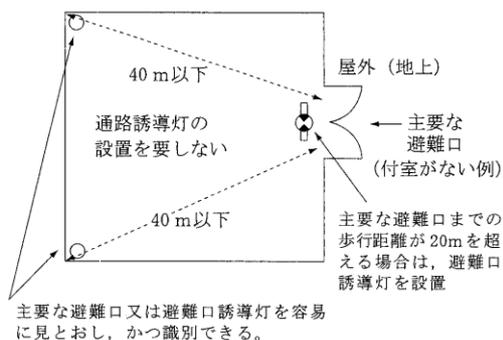
第 19-8 図 避難口誘導灯の設置緩和例(単独建屋の場合)



第 19-9 図 避難口誘導灯の設置緩和例(防火対象物の一部に当該居室が存する場合)

- (2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分  
ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

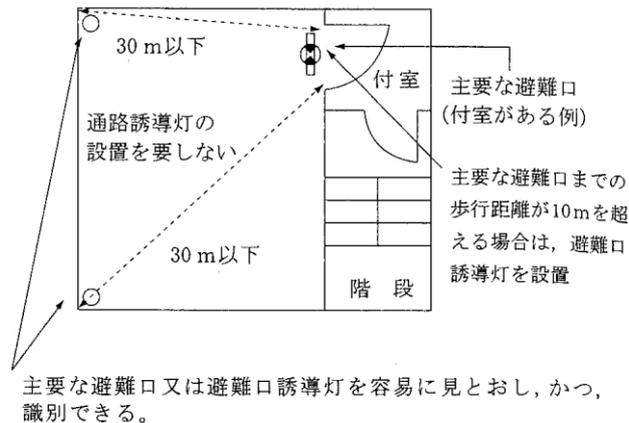
政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項 1 号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 40m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（第 19-10 図参照）



第 16-10 図 通路誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号口に掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30 m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（第 19-11 図参照）



第 19-11 図 通路誘導灯の設置緩和例

ウ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階（地階及び無窓階を含む。）にある居室で(ア)及び(イ)に該当するものは通路誘導灯の設置を要しない。

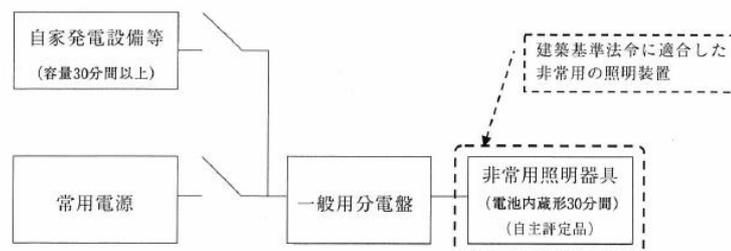
- (ア) 直接地上に通ずる避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。
- (イ) 室内の各部分から、避難口を又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは高輝度蓄光式誘導標識（(1). エ. (ウ)から(カ)による。）を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であること。

エ 階段又は傾斜路に設けるもの

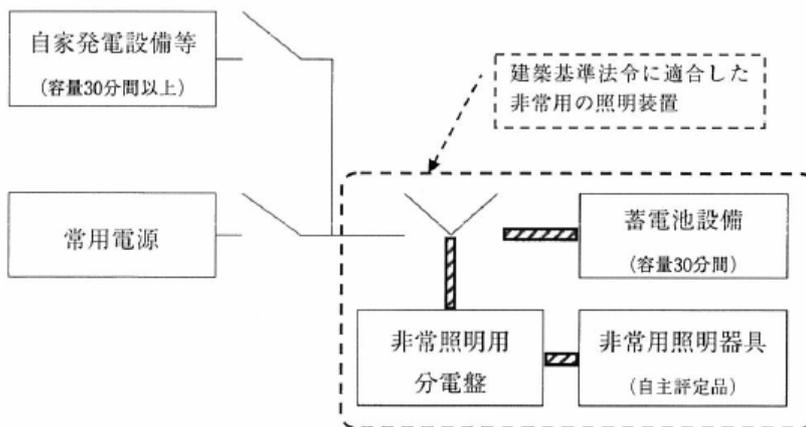
政令別表第 1 (1)項から(16)の 3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものは、通路誘導灯の設置を要しない。

ただし、7. (4). ア及びイに掲げる防火対象物の非常用の照明装置にあつては、60 分間以上作動できる予備電源要領を有するものに限る（平成 11 年消防庁告示第 2 号第 3 の 2 及び 7. (5)の例により、高輝度蓄光式誘導標識等が設けられた部分を除く。）

この場合、他の非常電源（非常用の照明装置専用ではない自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備。以下同じ。）を第 19-12A 図及び B 図に示す例により接続し、停電後 60 分間以上作動する場合にあつては、60 分間以上作動できる要領以上を有している非常用の照明装置と取り扱うことができる。



第 19-12A 図 他の非常電源から電源回路の例(電池内蔵型の場合)



第 19-12 図 他の非常電源からの電源回路の例（電源別置型の場合）

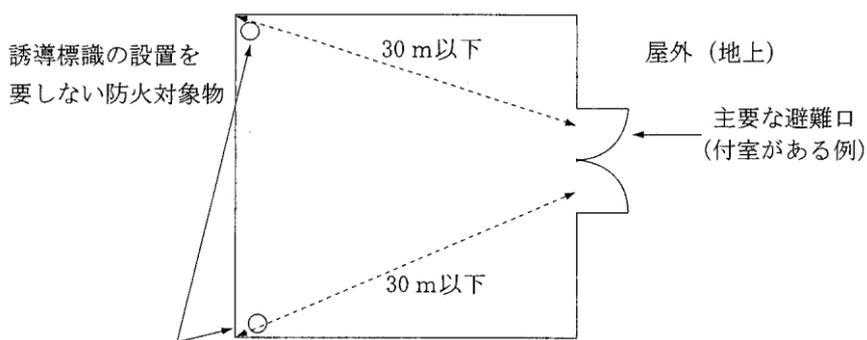


(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1)項から (16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

なお、避難階にあつては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が 30m を超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分を除く（第 19-13 図参照）。



主要な避難口又は避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第 19-13 図 誘導標識の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1)項から (16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは誘導標識の設置を要しない。

ウ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合

政令別表第 1(1)項に掲げる防火対象物の避難階で、(ア)、及び(イ)に該当するものは誘導標識の設置は有しない。なお、これによる場合は、(ウ)及び(エ)を指導する事(第 16 - 7 図参照)。

- (ア) 客席避難口が、(1)、ウ、(ア)及び(ウ)によるものであること。
- (イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口までの歩行距離が 30m 以下であること。
- (ウ) 非常電源から、照明装置までの配線は耐火配線とすること。◆
- (エ) 非常電源の容量は、20 分間以上とすること。◆

エ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階(地階及び無窓階を含む。)にある居室で、前(2). ウに該当するものは誘導標識の設置を要しない。